

令和6年第2回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 令和6年6月14日 午前10:00

○散 会 午後 2:02

○出席議員（16名）

1 番 菅 原 理恵子	2 番 鈴 木 壮 二	3 番 藤 原 仁 美
4 番 戸 田 俊 樹	6 番 澤 井 昭二郎	7 番 堀 井 克 見
8 番 藤 原 典 男	9 番 中 川 光 博	10 番 鈴 木 司
11 番 菅 原 秀 雄	12 番 石 井 和 人	13 番 西 村 武
14 番 鑑 仁 志	15 番 菅 原 龍太郎	16 番 伊 勢 潤
18 番 小 林 悟		

○欠席議員（1名）

17 番 佐 藤 敏 雄

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 吉 原 慎 一	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊 藤 佐和子
産業振興部長 古 畑 範 行	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 佐々木 渉	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 石 井 恵 子	財 政 課 長 伊 藤 強
社会福祉課長 宇 瀬 隆 広	健康長寿課長 渋谷 比奈子
商工観光振興課長 鈴 木 和 徳	都市建設課長 菅 原 撰
教育総務課長 齊 藤 栄 子	教 育 監 本 間 秀 徳
文化スポーツ課長 畠 山 ひとみ	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安 田 秀 樹	議会事務局次長 澁 谷 睦 子
----------------	-----------------

令和 6 年第 2 回潟上市議会定例会日程表（第 3 号）

令和 6 年 6 月 1 4 日（2 日目）午前 1 0 時 0 0 分開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前１０時００分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。傍聴席の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

なお、17番佐藤敏雄議員から、体調不良のため欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第１ 議員の一般質問】

○議長（小林 悟） 日程第１、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、12番石井和人議員、１番菅原理恵子議員、８番藤原典男議員の順に行います。

12番石井和人議員の発言を許します。12番石井和人議員。

○１２番（石井和人） 12番石井和人です。

傍聴席の皆様、本日はお忙しい中お越しいただき、ありがとうございます。

当局の皆様、質問の機会をつくっていただき、ありがとうございました。

まず初めに訂正があります。申し訳ありませんが、文中で「人数」と書かれている箇所、「会員数」に訂正したいと思います。記載箇所ですけれども、３ページ目の４行目、ここの部分を「加盟団体の減少と人数」のところを「会員数」に訂正をお願いします。同じく３ページ下から７行目の部分、ここの「人数」、これを「会員数」に、最後の質問の項目３の部分の「加盟団体数と人数」、ここも「会員数」でお願いします。それからもう一点、質問とは直接関係ありませんので、一番最後の５行、「最後に」から始まるこの５行の部分削除いたします。恐縮ですが、よろしくお願いします。

それでは、通告書に基づき、文化の風薫る潟上市について質問させていただきます。

潟上市の長期ビジョンには、まちづくりの基本理念を踏まえて、市民と行政がともに目指す市の将来像として「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～」と設定されています。また、将来像を実現するために基本目標を定め、本市の誇りである豊かな自然と、人と人のつながりの中でいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを、市民と行政がともに力を合わせて進めることも記載されています。さらに、芸術・文化活動の推進では、生活の中にゆとりや潤いを求める人が急増し、

芸術や文化活動に対する関心や興味が高まっているため、芸術に触れる機会の創出を初め、市民の意欲あふれる芸術文化の振興に努めることが記載されています。

5月31日、市民センター昭和館で潟上市芸術文化協会の総会が開催されました。その際、市長の代理として教育部長の来賓祝辞がございました。祝辞では、上記の「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～」の実現を目指し、市民の文化活動が向上するように支援すると話されていました。

潟上市では、総合計画の中に基本計画があります。計画の推進のためには目標を設定し、進行状況を確認しながら、それを評価して、どんな成果があったかを明確にして、その成果を次の計画につなげていくという進捗管理が重要ではないかと思います。

しかし、実際には、基本計画が基本どおりに進んでいないようです。潟上市芸術文化協会では、加盟団体の減少と会員数の減少が続いています。そこへ令和5年度から芸術文化協会への補助金減額という厳しい風が吹き続けています。補助金の減額は、活動費の減少となり、芸術文化活動の縮小が危惧されています。私は、補助金の減額について、潟上市の基本計画で言っていることとやっていることが矛盾していると解釈しています。

私は、芸術文化活動の活性化→しあわせ実感都市の実現→潟上市の魅力向上→人口減少の改善、このようにつながっていくと考えています。市長が潟上市の芸術文化活動を盛り上げていこうと考えているのなら、活動資金となる補助金を増額するべきではないでしょうか。もし活動団体数や会員数が減少しているからという理由で補助金が減額されているのなら、今後の潟上市の芸術文化活動が衰退する大きな要因となり、文化の風は感じられなくなるでしょう。

芸術文化協会では、他市町村の活動団体から良いところを学ぶ機会を設けるために交流会を開催したり、加盟団体内の交流を行っています。そのためにも事業費の確保は重要です。潟上市芸術文化協会の会長は、総会の挨拶で、芸術文化は世の中を照らし、勇気や希望を与えてくれるものであり、どうやって若い世代へつなげていくか課題だと話されました。市長は芸術文化に関わる人たちの声を聞いてどのように感じましたか。コロナ禍での活動自粛の影響、人口減少、地域の結びつきの希薄化など様々な問題がありますが、潟上市で芸術文化活動を続けている人たちは、高齢の方でも元気に活動を続けています。私は、芸術文化活動を続けることは、認知症の予防や健康維持にも効果があると考えています。

「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～」の

実現について、以上のことから質問いたします。

１．潟上市が目指す将来像「文化の風薫る 笑顔あふれるまち」とは、具体的にはどういうことを言っているのか。

２．総合計画の基本目標「芸術・文化活動の推進」の進捗状況と市長の芸術文化活動についての考えは。

３．潟上市芸術文化協会の加盟団体数と会員数の減少をどう考えているか。

４．潟上市芸術文化協会への補助金見直しの考えは。

５．芸術文化活動の向上に向けた情報発信の考えは。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 12番石井和人議員の一般質問「文化の風薫る 潟上市について」お答えいたします。

初めに、ご質問の１点目「潟上市が目指す将来像「文化の風薫る 笑顔あふれるまち」とは具体的にどういうことをいっているのか」についてお答えいたします。

「文化の風薫る 笑顔あふれるまち」は、議員もご承知のとおり、第２次総合計画（後期基本計画）の「長期ビジョン」における、まちづくりの基本理念「市民と行政がともに築くまち」、「豊かな自然と調和した住みよいまち」、「市民がしあわせを実感できるまち」を踏まえ、市民と行政がともに目指す市の将来像として設定した「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上」のサブタイトルでございます。

このサブタイトルが具体的にどういうことかにつきましては、サブタイトルが個別具体の施策や事業と直接的に結びついたものではなく、サブタイトルも含めた市の将来像の実現に向け、各施策や事業を進めるといった体系となっております。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木 渉） ご質問の２点目「総合計画の基本目標「芸術・文化活動の推進」の進捗状況と市長の芸術文化活動についての考えは」についてと、３点目「潟上市芸術文化協会の加盟団体数と人数の減少をどう考えているか」については、関連がありますので、併せてお答えいたします。

音楽・美術・演劇・映画等の芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるもので、その果たす役割は極めて重要であると考えております。

そのため本市では、市民センターを会場に今年で3年目となる音楽祭を開催し、潟上市から世界へ文化の輪を広げるため、年齢、性別、国籍を問わず、生き生きとした演奏を肌で直接感じる機会を提供しております。これまでも、市内中学校の吹奏楽部とのコラボコンサートを実施するなど、本物に触れるための企画を展開しております。

また、こちらも3年目となる市民参加型ミュージカルは、演じる体験から新しい自分を発見し、潟上に生きる喜びや誇りを持つ機会を創出しております。

さらに、文化祭では、自ら学んだことを発表する場の提供を行うなど、市民の主体的な文化活動を支援するとともに継続的な活動ができるよう、芸術文化に触れる機会の拡充に努めております。

ご質問の芸術文化協会の加盟団体数は、第2次潟上市総合計画（後期基本計画）の策定時では60団体となっておりますが、令和5年度は49団体となっております。

現代社会を取り巻く環境の変化や、さらには新型コロナウイルス感染症の流行により活動の自粛が余儀なくされたことから、学びの目的やニーズの多様化が加速し、個々の活動が増加したことが、加入団体の減少の一因となったと認識しております。

減少対策として、担い手の確保と指導者の育成のため、芸術文化協会の加入につながるよう、市民センターでは開催した講座を市民の自主的なサークル活動へ移行できるよう支援しております。

また、今年度の文化祭では、芸術文化協会加入団体や地域の社会教育団体の活動状況を紹介するブースを設置し、会員募集に向けた支援を実施する予定としております。

ご質問の4点目「潟上市芸術文化協会への補助金見直しの考えは」についてお答えいたします。

潟上市芸術文化協会を含む各種団体への補助金については、事業実績に応じて交付しております。令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により事業が縮小傾向にあり、団体によっては例年どおりの交付額とならない場合もございました。各種団体等の活動もコロナ禍前の状態に戻りつつあるため、以前と変わらぬ支援をしております。

ご質問の5点目「芸術文化活動の向上に向けた情報発信の考えは」についてお答えいたします。

生涯学習情報については、広報誌での発信だけではなく、ホームページやSNS等を利用し、情報発信の充実に努めております。

市民センターで実施している事業等については、活動内容をホームページで公開する

など、参加しやすい環境づくりを図り、引き続き市民のニーズの把握に努め、芸術文化活動の向上になお一層取り組んでまいります。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員、再質問ありますか。12番石井和人議員。

○12番（石井和人） ご答弁ありがとうございました。

まず、1点目については、「文化の風薫る 笑顔あふれるまち」、これについてはサブタイトルであるということについて理解しました。ありがとうございます。

2点目、基本計画の中での芸術文化活動の推進の進捗状況ですけれども、市の方ではこれまで音楽祭、それからミュージカル、このような催しを企画していますので、これからも続けてもらいたいと思います。

また、コロナ禍以前、おそらく平成30年頃ですけれども、例えば図書館で大人のための読み聴かせとか、こういうこともやっていたので、今現在もコロナについては、ほぼ収束しているような状況で、芸術・文化活動は活発化している状況ですので、このようにほかにできるようなこと、潟上市の芸術・文化について幅広く取り組んでいただきたいと思います。

あと、この進捗状況については、まず先ほど、芸術文化協会の加盟数が、令和元年60団体から令和5年度49と言われていましたけれども、令和6年度では今現在46団体に減少しています。直近のもので、それからまた減少しまして44団体で、現在、加盟が申請中になっているものを含めて3団体ありますが、これでもまだ47団体です。このようなことから、当初の目標60とありますが、ここに達するのは厳しいのではないかと思います。この件についてお伺いしたいです。よろしくお願いします。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに芸術文化協会に加盟している団体の数60に今現在、先ほど石井議員の方がお話したとおり、申請中も含めて47団体ということで、かなりもう13団体は厳しいかと思われますけれども、引き続き公民館での生涯学習活動等をサークル活動につなげるような努力をしていきたいと思います。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） よろしく申し上げます。潟上市では芸術文化協会の会員になっていない、例えば潟上市ではストリートピアノというものが市内各所、おそらく四、五か所ぐらいに置かれているのではないかと思います、そういったことも活用しながら潟

上市の文化の風、こういったものを醸成していければいいかなと思いますけども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

ストリートピアノに関しましては、各個人で演奏しているもので、その個人の方がまとまってストリートピアノ等のピアノの演奏の講座とかそういう音楽活動のサークルとかを作るのであれば、また新しい活動となるとと思いますけども、個人で弾き語りをしている方が多いので、なかなかその辺は協会の方の加入にはつながらないとは思います。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） やはり今、芸術文化活動を続けていく上で、例えばその道のスペシャリストと言ったらいいいのか、それぞれ担当の先生方、こういう人たちは結構高齢になってきています。そのため、やっぱりこういう先生方を支援して、これからも末永く潟上市で芸術文化活動を続けていくための、そういった方向性とか、市の方では何か持っているのでしょうか。お願いします。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

講師の方とか代表の方とかが高齢化してきているということですが、確かにそのように、入っている会員の方自体も高齢化してきていると思います。その中でまた新しい講座とかをやりまして、新しいサークル、また、その引き続き行うサークルについては、ご相談に応じてその新しい講師の派遣とかをこちらの方でも協力していきたいと考えております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 4番目の補助金の見直しですが、今後、事業が拡大していけば、それにつれて補助金が増額するということですが、その辺確認のため、もう一度お願いします。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） 補助金の減額については、コロナ禍の時に事業が縮小していった、事業費が補助金を下回っていた部分がありましたので補助金が減額となっております。現在は、コロナ禍も収束しておりますので、どんどん事業が増えていくと思います。それに見合った補助金の方を算定して交付したいと考えております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 5番目、芸術文化活動の情報発信についてですけれども、先ほどホームページとかSNSで発信するということをおっしゃっていましたが、やっぱりホームページ、SNSですと、情報にアクセスできる人が限られています。また、実際にできない方とかもまだいらっしゃるのでは、やっぱり市の広報、毎月発行される潟上市の広報、ここに芸術文化、例えば潟上市ではどのような活動がされているのか、そういうことを紹介するとともに、芸術文化、皆さんに活動に参加するような、そういう発信する、そういう広報のページを作ってはいかがかと思いますが、その辺の考えをお聞かせください。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

広報紙にも当然のように何かイベントがある場合は掲載しております。また、大きなイベント、例えば文化祭とかあれば、その内容について詳しく情報は載せておりますので、もし何か情報等ありましたら、こちらの方にお知らせいただければ、こちらの方で内容の方を検討して掲載したいと思っております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 広報紙、あわせて先ほどブースを設置して広報活動に当たるということをおっしゃってましたので、この点についてもよろしくお願ひしたいと思っております。

また、潟上市での芸術文化の一大イベントといえ、やはり文化祭だと思いますけれども、この文化祭について、やはり市民がもっと参加できるように、市としても広報活動、これに力を入れてもらいたいと思っております。特に市長が文化祭に参加する、そういう活動団体の現状を確認される、こういうことが大事かと思いますが、市長はこれまで文化祭での芸能、こういうことをご覧になったことはありますか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 石井議員の再質問にお答えいたします。

市長になりまして3年間、文化祭の方には参加させていただいております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） ありがとうございます。やはり市長が積極的に参加されて、それを市民がご覧になる、そういう形で潟上市の文化祭も盛り上がっていくのではないかと思います。やっぱり芸術文化活動をすることで、人と人の交流が生まれる、それが文

化の風ではないかなと私は思っています。芸術文化活動が盛んな状態を、文化が薫る、そういうふうに私は認識しています。

最後に、潟上市には芸術文化活動を生きがいだと感じている人が大勢いらっしゃると思います。そういうことを理解していただき、「文化の風薫る 笑顔あふれるまち」が実現するとともに、市民目線で、市民のためにということを要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林 悟） これをもって12番石井和人議員の質問を終わります。

次に、1番菅原理恵子議員の発言を許します。1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴席の皆さん、昨日に引き続きお疲れさまでございます。

今定例会での一般質問は、高齢者の社会参加へ有効な軟骨伝導イヤホンについて、また、誰一人取り残されない教育COCOLOプラン等について、公明党の取組を提案するものです。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

大きな1点目、窓口用軟骨伝導イヤホン導入について。

窓口用軟骨伝導イヤホンは、聴覚障害者が役所や金融機関などの窓口で困らないための環境整備を目的として開発されたイヤホンで、奈良県立医科大学の細井学長によって開発されました。音伝導経路の一つで、従来から知られている気導、骨伝導とは異なることから「第三の聴覚経路」と言われており、近年、その軟骨伝導の仕組みを取り入れた「軟骨伝導イヤホン」が注目されています。

難聴は、認知症の要因の一つとして指摘されており、難聴がQOLや認知機能に影響を与え、介護予防や生活の質を維持していく上でも重要なテーマとなっております。

また、高齢者は加齢による難聴を受け入れにくい傾向にあり「自分は普通に聞こえている」、「ほかの人がきちんと話してくれれば聞こえる」と考える傾向があり、同居家族等、周囲の人が最初に難聴に気づくケースも多いそうです。

そして、認知機能の低下がある高齢者の場合も、話し掛けに対する反応が鈍い時は、その原因が認知機能によるものか、難聴によるものか、区別が困難なケースも少なくないそうです。

軟骨伝導イヤホンは、耳に軽く当てるだけで利用ができ、骨伝導とは異なり、骨を圧迫することがないため、装着時の痛みはほとんどなく、通常のイヤホンのように耳穴を

ふさがない上、左右のイヤホンの音量を個別で調整でき、片耳でも使用できます。また、イヤホンは集音器とセットになっており、雑音を取り除く機能があり、音漏れがなく、小さな声もはっきり聴くことができます。このため大声で話すこともないため、個人情報周囲に聞かれるリスクを減らすことができ、難聴者のプライバシー保護にもつながります。

昨年7月から軟骨伝導イヤホンを高齢福祉課窓口に設置した東京都北区の担当者は、「コロナ禍以降はマスク着用や飛沫防止パーテーションの設置で意思疎通が難しい環境になっていたが、軟骨伝導イヤホンを使えば付属の集音器が職員の声を拾い、イヤホンを通じて相談者にはっきり届く。イヤホン部分に穴や凹凸がないため消毒がしやすい。不特定多数の人が利用するため、清潔に使えることも導入の決め手だった」と話しておりました。

本年3月29日現在で、自治体や金融機関、病院など125団体に上っています。県内でも導入自治体が増えつつあります。湯沢市が3年前に、大仙市では今年4月から導入しております。五城目町、男鹿市では、今年4月から試験的に行い、導入することが決まりました。現在、聞こえづらい市民の方に対し、どのような窓口対応をされているのか伺いたします。

また、聞こえの環境整備で、高齢者・難聴者が困らない社会の実現に向け、窓口対応に軟骨伝導イヤホンの導入を検討してみてもいかがでしょうか。

大きな2点目、C O C O L Oプラン等について。

公明党不登校支援プロジェクトチームは、昨年3月に当時の文科省大臣に「子どもたちの自己肯定感をはぐくむために」と題して提言いたしました。

不登校の小・中学生は24万5,000人であり、5年間で1.8倍となっています。

学校や教育委員会においては、魅力ある学校づくりのための努力が重ねられてきた。一方で、不登校の児童・生徒数の増加については、子どもたちの実態と学校との間に合っていない部分が存在することが、その背景にもあると指摘されております。

不登校が増加傾向にあるという事実からも、これからの社会の在り方を俯瞰し、教育の在り方を見つめ直す時期に来ているのではないか。日本の目指すべき社会、社会の中での教育の位置づけ、社会を主導する教育の役割、そのような中・長期的なビジョンを議論し、これまで教育の優れた点を評価しながら、取組の進捗とこれから変えていくべき点を検証した上で必要な施策を実行すべきである。

教育の在り方を考える際には、自己肯定感の向上の必要性を特に重視すべきである。日本の子どもたちの自己肯定感の低さは従来から大きな問題となっている。自己肯定感
は学びの大前提であり、不登校とも大きく関わっていると考えられる。自己肯定感の向上のためにも、子どもたちが学びを選択でき、興味あることや好きなことを通じて学びを深め、広げていくことができるような教育の実現が望まれる。

これらの問題意識の下、一人一人に光を当てた教育、誰一人置き去りにされない教育を推進するため、不登校支援に関し、6項目についての施策に早急に取り組むことを強く求めました。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた、全ての不登校の児童・生徒を対象にした支援計画「C O C O L Oプラン」があります。不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に多様な学びにつながるができるよう、個々のニーズに応じた環境を整えるといった主な取組があります。不登校の子どもを支援していく上で、その保護者を支援していくことは大変重要であり、不登校の子どもの「保護者会」は、非常に重要な役割を果たしております。しかし、現状では、行政からの支援はなく、意欲ある保護者が自主的に設置しているため、「保護者会」の設置は格差が生じております。保護者同士の話し合いの場でスクールカウンセラーがコーディネーターの役割を担うことができるよう、保護者会に定期的に派遣できるよう措置するとともに、不登校の子どもの保護者であれば誰でも自由に参加できる「不登校の子どもの保護者会」設置についていかがお考えでしょうか。

次に、不登校の児童・生徒は、一人一人の状況が大きく異なります。不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整え、丁寧な指導を行うためにも、民間施設等も含む多様な学びの場の確保が必要と思いますが、現状と今後の課題はいかがでしょうか。

不登校、特別支援、病気療養等、多様な児童・生徒の事情や特性に応じた学びを保障し、「誰一人取り残されない教育」を実現する上で、学校での授業を自宅でも受けられるオンライン教育の確立と、利活用状況と今後の取組についてはいかがでしょうか。

また、自宅におけるICT等を活用した学習で出席扱いとした小・中学校が急増しております。オンライン授業を受けた際、成績に反映させることが重要であると思いますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上から大きく2点にわたり質問させていただきました。ご答弁のほど、よろ

しくお願い申し上げます。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） 1 番菅原理恵子議員の一般質問の 1 つ目「窓口用軟骨伝導イヤホン導入について」お答えいたします。

ご質問の 1 点目「聞こえづらい市民の方に対しての窓口対応について」お答えいたします。

窓口で、聞こえが困難な方に対しては、質問や話題に関するパンフレットやリーフレット等の視覚に訴える資料を用い、分かりやすい言葉を選んで、ゆっくりと内容を伝え、必要に応じて筆談での対応をしておりますが、時には飛沫防止パーテーションを介しているため、大きな声で対応することもあります。

ご質問の 2 点目「高齢者・難聴者が困らない社会実現に向け、窓口対応への軟骨伝導イヤホンの導入について」お答えいたします。

軟骨伝導イヤホンについては、議員ご指摘のとおり、既に県内で導入済みの自治体があり、中には利用実績がない自治体もありましたが、本市におきましては、来庁者の利便性の向上と負担軽減を図るため、試験的に導入したいと考えております。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木 渉） 1 番菅原理恵子議員の一般質問の 2 つ目「C O C O L O プラン等について」お答えいたします。

ご質問の 1 点目「「不登校の子どもの保護者会」設置についての考えは」についてお答えいたします。

不登校児童・生徒の保護者が、情報を共有したり、お互いの悩みを相談し合ったりする場は有効であると考えており、これまで本市において「不登校の子どもの保護者会」を開催した例もあり、保護者の意向も踏まえながら、会の在り方やスクールカウンセラーの派遣について、調査・研究してまいります。

ご質問の 2 点目「多様な学びの場の確保の現状と今後の課題」についてお答えいたします。

各校において、自分のクラスに入りづらい児童・生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで、学習・生活できる環境を整えております。名称は統一されておりましたが、相談室という名称で呼ばれていることが多く、教員が時間をやりくりして個別に対応できるように配慮しておりますが、子ども一人一人のニーズが多様化しており、

校内での居場所の確保と、それぞれに対応する教員の確保が難しい現状であります。

また、学校外では、不登校児童・生徒の学びの場として、本市勤労青少年ホーム内に教育支援センター「中央さわやか教室」が設置されており、週４日、教員免許を持った指導員が個別の学習を支援し、丁寧な指導を行っております。

保護者への相談支援や集団生活への適応力育成支援なども行っていることから、民間施設等も含む多様な学びの場については、保護者の意向に合わせて民間団体の動向や必要性を調査研究してまいります。

ご質問の３点目「オンライン教育の確立と利活用状況、今後の取組」についてお答えいたします。

現在、一人一台端末や家庭の接続環境を整えるためのルーターの貸し出し等、環境面での整備を進めております。

また、漢字・計算などのアプリを搭載し、児童・生徒が主体的に学ぶツールとして活用しているほか、心の健康を入力するアプリを導入し、心身の状態の変化への気づきや相談支援のきっかけづくりを増やすことができるよう支援しております。

さらに、生徒、保護者の要請によりオンライン授業を実施、または検討している学校も複数あります。長期欠席している児童・生徒と休み時間にオンラインで交流することもあり、今後、更なる活用を検討してまいります。

ご質問の４点目「ＩＣＴ等を活用した学習の取扱い」についてお答えいたします。

ＩＣＴ等を活用しオンラインで授業に参加した生徒については、出席扱いとし、課題等を提出することでその学習への理解度を評価し、成績に反映しております。

今後も、児童・生徒のニーズに合わせ、多様な学びの在り方について検討してまいります。

○議長（小林 悟） １番菅原理恵子議員、再質問ありますか。１番菅原理恵子議員。

○１番（菅原理恵子） 利便性と向上のために試験的に導入するというような答弁をいただきました。大変ありがたいと思います。今まで磁気ループ等々、様々な機器を用いて難聴対策を行ってきた自治体もございますが、それに比べれば軟骨伝導イヤホンは、場所も取らなくて衛生も保たれるというような形で安心して使用できる。試験的に導入という形でお話いただいたのですが、試験的に導入した際、どのような形で、どこの場所に設置するというようなことが決まっていましたら、その辺お知らせいただければと思います。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在想定している窓口の設置場所でございますけれども、1階の社会福祉課と健康長寿課の間に1台設置を考えております。それで、他課でももし難聴の方が来られて必要があれば、すごくコンパクトで持ち出すことも可能ですので、こちらの社会福祉課等の窓口から借りて使うことも可能ですので、そのような利用状況にしたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） よろしく願いいたします。大きな1点目はこれで終わりたいと思います。

大きな2点目、C O C O L Oプラン等についての保護者会設置についてでございますが、情報共有等で有効であると思い、保護者の意思を聞いて調査研究してまいるといような答弁でございました。やはり本人もそうなんですけれども、保護者が一人で悩み抱え込まないように支援していくことが最重要であります。保護者会は非常に重要な役割を果たしているということから、行政の支援が必要であるということで、C O C O L Oプランではスクールカウンセラーやソーシャルワーカーが関係機関と連携して保護者を支援していくことを明記されており、先ほど調査研究していくという答弁ではございましたけれども、やはりいち早く行政の支援をしていただきながら開設することが必要かと思っておりますけれども、その点について再度伺いいたします。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えいたします。

不登校児童・生徒を抱えた親御さんがどれほど苦しんでいるかということは、想像にあまりありますし、実際にその現場でお話を伺うと、本当に子どももそうですけれども、親御さんが大変苦しんでいると、そういう状況がございます。

ただいまの質問ですけれども、そういう保護者会を組織をして支援をしていくことが必要ではないかという、そういうご指摘、ご提案ではございましたが、まず保護者がどの程度自分たちが確かに組織を作ってお互いの苦しみ共有し合って交流し合うということが非常に有効だし、大切な機会だとは思っておりますけれども、実際また一方では、保護者会を形成することによって匿名性が失われてしまう、担保されていない。つまり、

自分がそういう不登校を抱えた、そういう親であるということをカミングアウトしてしまうという、そういう問題も実際にはございます。なかなかその組織をして支援をしていくという、必要性は確かにございますが、そういう実際の運用にあたって親御さんたちがどの程度必要としているのか、そこをまず調査をして、意向を把握をして、その上で必要であれば支援をしていきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） 教育長、ありがとうございます。確かにデメリットというものもございます。やはりそれを考慮して躊躇している部分もあるのかなと思いますけれども、やはりその中から、やはり親の会として発足していただければ、集ってくる方もいらっしゃるのではないかと思いますので、やはり調査研究してまいるということでありましたけれども、いち早く親御さんたちの意向を聞いていただき、設置に至っていただければうれしいなと思いますけれども、その辺について再度お伺いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問についてお答えいたします。

各学校で校長会、教頭会等での会議がございますので、そこでの協議等も踏まえながら、学校での意向、それから学校が把握している保護者の意向、これを教育委員会としても把握をして対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） この点についてよろしくお願いいたします。

2 つ目というか、民間施設等も含む多様な学びの場の確保が必要だということで、21年7月にもちょっと定例会で、教育機会確保法という形でこのような質問をさせていただいた経緯がございます。その時に、やはりスペースイオだったり、中央さわやか教室、先ほど部長からも答弁がありましたそういうところを利用して学びをしている不登校の方もいらっしゃる。ただ、そのほかに民間施設としてまた別なものがあるんじゃないかと。そこを利用したいという時に、じゃあ教育委員会の方ではどのような形をとりますかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

民間での不登校児童を対象にした各種イベントが数年前に一度実施されたという、そういうことは把握をしてございますが、現在、民間がそういう計画を持っているということは教育委員会としては把握しておりません。

しかしながら、その不登校児も含めて様々な課題を抱えている子どもたちを支えていくというのは、教育委員会としても非常に重要な使命でございますので、そういう民間等の施設があれば、当然協議をしたり、あるいは打ち合わせをしたりしながら連携を図っていききたいとは考えているところでございます。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） それこそ多様な学びの場という形なので、教室で行われる授業だけが学習の機会ではなく、児童・生徒たちの個々のニーズに合った学習の権利、学習の保障が肝要であるということを C O C O L O プランの呼称から読み取れます。全ての不登校児童・生徒を対象にした支援計画の必要性については、どのようにお考えでしょうか。C O C O L O プラン計画の中からの質問でございます。すみません。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のように、現在、学校が抱えている問題というのは非常に多岐にわたっています。不登校の問題、それからいじめの問題、あるいはまた自殺の問題、昨日話題になりました性自認の問題、あるいは虐待、ネグレクト、様々な問題を学校が抱えておりまして、これはこれまでの時代、どの時代も学校が直面したことのないそういう課題に現在直面しているという、そういう認識でございます。

潟上市においても、こういう状況を免れるわけではありませんで、同じような学校状況の中で、先生たちが懸命に頑張っているところであります。

不登校に関しましては、各学校で様々な機会を捉えながら、学校運営協議会等、あるいは職員での委員会等を設置をしながら、不登校対策について取り組んでいるところでございます。今、学校が取り組んでいる様々な支援策、対策に関して、教育委員会としては、全力でバックアップをしていきたいと考えているところでございます。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） ありがとうございます。

続きまして、オンライン教育の確立についてでございますけれども、1 人 1 台端末、今、環境面を整えているというご答弁をいただいたんですけれども、まだ環境面が整っ

ていない家庭があるということなののでしょうか。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木 渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

環境面については、全ての子どもに1台の端末という形で、あと、家庭の方の環境については、Wi-Fi等がない場合もございますので、こちらの方で準備して貸し出し等の準備は整っております。

以上です。

○議長（小林 悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） 貸し出し用のWi-Fi、それがあるので、じゃあ環境面は整っているということによろしいんですね。はい、わかりました。

それこそオンライン教育というのは、やはり今後、教育には欠かせないものだと思います。なぜ1人1台の端末が導入されたかということ、コロナ禍によって学校に行くことができないということで、そこで教育というものが絶たれた。それで1人1台の端末でオンライン授業ができるんじゃないかというような形で、いずれオンライン、タブレット導入に至ったと思うんです。

それで、今、教科書にQRコードが掲載されております。私はちょっと昨日、孫の教科書を見てみました。びっくりしたんですね。ああ、今の教科書ってすごいなと。やはり現代的だなと。オンライン授業ができるようにQRコードが掲載されているんだなということで、昨日ちょっと私のスマホからそのQRコードをやってみました。そしたらタブレットでないので、著作権どうのこうのということで、ちょっと今、小学校4年生の算数が分度器を使った角度計算でしたので、分度器のところをクリックしてみました。右利き、左利きというのがあって、右利きをやったらさっき言ったように著作権のうんぬんということで、その使い方は出てこなかったんですけども、学びリンクというところをクリックしたら、タブレット端末の使い方、活用の仕方ということで、1人ではこういうことができます、みんなではこういうふうに共有できますということが掲載されていたので、ちょっと二、三人の保護者の方にちょっと電話して聞きました。タブレットの利用状況、このQRコードをかざしてやっているかということを伺ったら、やってるって、小学校2年生なんだけれども、何か理科の教室で写真を撮って、それを先生に送ってやって、みんなで共有して授業でやってるよっていうところもあれば、見たことないって、使ったことないってというようなところもございまして、やはりこのタ

タブレット端末のＩＣＴ教育というのが、その学校によって格差が生じているのかなと思ったんですけれども、その辺についてちょっと、どのようなご指導をなさっているのか、それとも学校に任せきりなのかということをちょっと確認したいと思います。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えいたします。

タブレット端末については、各学校でそれぞれが持ち帰って家庭で活用したりすることとできるようになっておりますし、当然その授業では、できるだけタブレット、ＩＣＴを活用した授業を行うように指導しております。また、様々な研修会等も実施をして、タブレットを使ったＩＣＴを活用した授業が展開できるような、そういう機会も設けております。また、各学校にはＩＣＴ支援員を配置しておりまして、各学校で研修会等を実施しながら、できるだけ分かりやすい授業が展開できるようにということで各学校が取り組んでおります。まだまだ不十分なところはございますが、このＩＣＴを活用した授業というのは、個人、一人一人に最適な学びを届けるという、そういう目的がございますので、できるだけ教育委員会としても各学校が授業で使ってもらえるような、そういう場も設けながら指導していきたいと考えております。

○議長（小林 悟） １番菅原理恵子議員。

○１番（菅原理恵子） オンライン教育の確立について、誰一人取り残さない教育実現のためにも、自宅等でオンライン教育を十分に活用して学びの保障の確立、子どもたち一人一人の特性や関心、環境に応じた学びを一層推進するために、生徒の状況・課題にあわせた対策の検討についてなんでございますけれども、不登校児童についてタブレットの貸し出しはしておるのか、その点について確認したいと思います。

○議長（小林 悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

当然一人一人端末を配付しておりますので、当然その不登校の子どもにも端末の方は配付済みになっております。

○議長（小林 悟） １番菅原理恵子議員。

○１番（菅原理恵子） 不登校の方にも１台の端末を配付しているという。そうしますと、不登校なので、自宅にいてタブレットがあるという環境だと思うんですね。そうしますと、それを利用して授業を配信するということは、ちょっと私、答弁、聞き漏らしたんですけれども、その件に関してはどのような答弁だったのか、再度お聞きしたいと思い

ます。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えいたします。

不登校の子どもが各家庭でタブレットを持っておりますので、ライブ配信等の授業配信は可能でございます。ただ、学校によって、あるいはその子どもの状況によって、その学習にまでまだ至らない、そういう状況に至っていないという様々な事情がございまして、実際には行われている状況は把握はしてございません。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） ライブでの授業配信は行われていないということだったんですけれども、親御さんと面談する機会とかがございますよね。そういう時に、このライブ配信しているよと、必要であればいつでも授業を受けられるよというような、面談の時にそういうお話はなされているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

先ほどの答弁、若干言葉足らずでございました。当然、各学校で保護者を訪問したり、あるいは学校において面談をしたりという場合においては、その学習の機会、あるいはタブレット端末を使ったリモート授業ですね、こういうことに関しては案内もしておりますし、活用についても進めているところでございます。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） それこそ活用して授業した経緯がないというので次の質問が、成績に反映させることということで、重要だということで質問しているんですけれども、そうすると、そこにまだ至っていないというような、そういう感じなんですよね。やはりオンラインでも授業できるよということ、そこまでいかないといっても、やはり学びたいと思っている児童・生徒さんがその中にはいるんじゃないかと私は考えております。やはり、それをもう少し強く、受けることできるよっていうことを再度親御さんに持ちかけるということとはなされるかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

私の話し方がちょっと不足だったようで、タブレット端末を使ってライブ配信は実際には行われているケースもございました。先ほど答弁の中にもありましたが、さわやか

教室等で学校に行けない子どもに関しては、天王南中学校の生徒でしたが、ライブ配信を行って授業を視聴して、そこで学習活動を行っていたと、こういうことは実際行われております。

以上です。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） さわやか教室で I C T 授業を行っていた経緯があるということで、いくらかちょっと安心しました。

そこで、内申書に成績がつかないということがネックで、行く高校等もおのずと決まってきます。そうすると、やはり行われていた人には授業を受けたということで内申書というか、内申点というものはつけていたのでしょうか。そこが私は一番重要だと思いますが、お伺いいたします。

○議長（小林 悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えいたします。

その個別の具体的なその授業を受けたその生徒が、どのような学習指導要領上の記載になったかは残念ながら確認はしておりませんが、制度上は出席扱いにして、成績もつけることは可能であると、これは先ほど答弁申し上げたとおりでございます。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） ありがとうございます。やはり成績をつけてあげることによって、また更なる拡大というか、意欲がわいてくるんじゃないかなと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

やはり C O C O L O プラン、誰一人取り残さない学びということで、先日ちょっといじめで不登校にあって、友達もいない、学校に行って学ぶこともできなかった、そういう環境からやはり人に会うことができなくて、電車に一人で乗ることもできないという、そういう方とちょっとお話をする機会がございました。やはり不登校になるには、いろいろな原因があって、それぞれちょっと違うんですけれども、やはりそういう子を一人でも少なくしていくというのが私たちの役目ではないかと思います。やはり学びの場が学校だけじゃないんだよと、いろいろあるんだよ、民間施設、中央さわやか、スペースイオだけでなく、いろんな塾とかそういうところも一つの学びの場なんですね。やはり同じ学校に行きたくない。それでスペースイオからやはり高校に進学したお子さんもいらっしゃいます。中学校の時は全然学校に行けなかったんだけど、やはり環境が

変わったら、今、学校に行ってるよと、行けてるよというようなお子さんも現にいらっ
しゃいますので、やはり先ほどタブレット端末で心のケアもできるようになっているっ
て。確かにそういう部分もＩＣＴ教育で出てきましたので、それをやはり重点的に、一
人の漏れなく学びをしていただけるような、そういう学校環境をつくっていただきたい
なという要望をして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 悟） これをもって１番菅原理恵子議員の質問を終わります。

昼食のため暫時休憩したいと思います。

（「早い早い。まだ１１時だや」の声あり）

○議長（小林 悟） １時間を超えるでしょう。

（「前回も３人ちゃんとやってる」の声あり）

○議長（小林 悟） 本人にお聞きして。

○８番（藤原典男） 休憩かけて、そのあと私やりたいと思いますけども。

○議長（小林 悟） そうですか。若干そうすれば休憩を取って、それから進めたいと思
います。

午前１１時１２分 休 憩

.....

午前１１時２０分 再 開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

８番藤原典男議員の発言を許します。８番藤原典男議員。

○８番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

６月議会を準備されました市長初め職員の皆さん、本当にご苦労様です。

私は１つ目、「ひきこもり」の方への支援策について、２つ目は、道路舗装と市道認
定について、３つ目は、地域通訳案内士の取組について質問したいと思いますので、よ
ろしく願いいたします。

１つ目、「ひきこもり」の方への支援策について。

厚生労働省は２０１０年に「ひきこもり」の実態と社会的背景・要因について発表して
おります。それによりますと、社会的参加を回避し、原則的に６か月以上にわたり、概
ね家庭に留まり続いている状態を指すとしており、統合失調症とは分類分けしておりま
す。

「ひきこもり」の背景は、心理的側面、物理的側面、社会的側面など、個々人により

違いますが、長い期間ひきこもっている方も少なくありません。様々な要因により就学、就労、交遊できない方が、地域の支え、市の取組などにより、一日も早く自分らしく生き生きと希望をもって生活できるようになることを願わざるを得ません。

内閣府は2010年、2016年、2019年、2023年と4回にわたり全国調査をした模様です。直近の調査によれば、対象を15歳から69歳の方を対象とした結果、146万人が「ひきこもり」とされ、2019年の調査推計115万人から30万人増えた模様です。

「ひきこもり」の長期化は高齢の親（80代）と子ども（50代）が生活に困窮する「8050」問題が今後深刻になると予想されております。

横手市では令和5年に約2万2,000世帯を対象に「社会生活に問題を抱える方への支援に向けて」というアンケートを行い、約1万世帯から回答があり、有効回答率は45.3パーセントで、「ひきこもり」当事者を把握できたとあります。これは15歳から64歳までの方が対象で、500世帯、5パーセントが当てはまると公表しております。世代では50代の方が最も多く22パーセントで、男性が52パーセント、また「ひきこもり」期間10年以上が29.8パーセントでした。本市でもこのような、ほぼ全世帯を対象とした実態把握を行い、当人の自立に向けた支援策など、それを進めていく体制を含め構築していく必要があるのではないかと思います。

既に調査しておれば、その内容についても伺いたいと思います。家族、当人を含めた日常生活の不安として、収入、生活資金への心配が一番で、次に自分の健康、家族の健康、仕事、介護、家族関係となっております。また、横手市では、介護支援専門員と相談支援専門員の方々にもアンケートを行い、一端を紹介しますと、受け持ち世帯にかかわらず「ひきこもり」等の状態にある方への支援策として必要と思われる事柄について該当する項目をチェックしてくださいとあります。詳しくはホームページをご覧ください。

本市においても「ひきこもり」の方が相当数いるのではないかと思います。一人一人の状況はみな違うと思いますが、自立に向けた支援では経済的支援や心のケアが必要な方、まずはその方の居場所づくりのために環境を整えることから始めなければならないなど、多種多様な取組が必要であると思いますが、現在までの本市の状況と今後の取組を伺いたいと思います。

2つ目は、道路舗装と市道認定について。

現在、市の市道認定は、合併以来、市道認定基準要綱に基づいて5メートル以上と規

定されているようですが、地域からの要望として毎日通っている生活道路を舗装していただきたいとの要望がありました。担当課に連絡しましたら、早速現場を調査してくれ、道路についての見解を伝えてくれました。5メートルには満たないので市の道路として舗装できないが、穴ぼこになっている数箇所については埋めるようにし、またそのような状態になれば連絡してくださいとのことでした。早速、要望をお寄せくださった方に連絡をしましたら、その時はもう穴ぼこになっている箇所が穴埋めされた状態でしたので、市の対応が早いと大変喜んでおられました。舗装についての市の見解も伝えましたが、残念がっておられました。

旧3町の合併前は、それぞれの町が5メートルに満たなくとも町道として舗装してきた経緯があります。それが今に確実に生かされておりますが、取り残された5メートルに満たない、よく利用されている生活道路については、要綱基準を見直し、4メートル弱でも市道認定し、もしくは例外として必要な措置をとり、舗装を進めていくべきではないかと思われます。その際、①道路と道路をつなぐ道路であるのか、②袋小路の場合等の条件を満たしていれば進めていくべきではと思われませんが、いかがでしょうか。

道路舗装には多額の費用がかかります。現在ある市道の補修もしながら市道認定基準要綱を見直し、道路舗装を進めていく事業は大変なこととは思いますが、地域からの要望を聞き、優先順位を判断して生活環境改善を進めていくべきだと思いますが、現況を含め今後の見解について伺いたいと思います。

3つ目は、地域通訳案内士の取組について伺います。

地域通訳案内士は平成30年1月より通訳案内士法が一部改正され、制度が変更となりました。近年、日本各地を訪日された外国人を対象に、特定のその地域で有償で通訳をしながら観光案内や特産品の説明、ときには文化体験や自然体験も一緒にしながら観光への手助けをする、それを業とするものです。

また、全国通訳案内士は、訪日外国人が希望する日本各地に案内し、文化や伝統を伝える観光案内のプロです。外国語ができるだけでなく、その地域の特性に応じて案内できるように、各自治体は案内士に対する独自の講習を行い、その地域の観光案内ができるように育成計画を立てて認定しております。英語、中国語、その他の外国語でも政府が認定した外国語の国家資格が必要です。令和4年4月1日現在、全国では42地域で導入し、育成人数は3,782名となっておりますが、やはり首都圏に資格者が集中しております。秋田県では横手市のみで、15名の方が認定されております。横手市の二人の方の

地域通訳士としてのアピールが掲載されておりますが、それによると、主婦の方はスキー指導員の資格も持っている方ですが、横手の夏と冬のお祭り、かまくら、市内の素敵なレストランやカフェ、歴史的文化、伝統的家屋、蔵、お城、まんが美術館など、ご希望に沿ってお連れしたいと思っておりますとあり、料金は1時間4,000円とありました。

今後、本市ではNNK株式会社を中心とする新たな観光産業の発展が望まれると思いますし、外国人の観光客が多数お見えになることと思います。クルーズ船へ乗船し、近くの都市を見ながら美味しいものを食べたい、文化体験や自然体験をしたいと思われたとき、本市は有力候補ではないでしょうか。歴史ある東湖八坂統人行事は、神話の世界と結び、他の地域では見られない立派な会館もあります。神明社観音堂は1734年、北野神社も歴史を感じさせる由緒ある建物です。また、石川理紀之助翁の遺跡、豊川油田遺跡、そして、これはもしできたらいいのではと思う1879年創業の小玉醸造株式会社での酒、味噌、醤油造りの体験会とブルーホールでの中村征夫氏の海の生物写真見学、それに合わせたコンサート。地域による田植え、稲刈り体験会、果樹園でのブドウ、りんご、ナシ、キウイもぎ取り体験とレシピ作り、北限のふぐ料理、2つの道の駅を通過点とした潟上市観光ツアールート計画とともに、外国人のニーズに合った観光業の大きな飛躍のために、市も市内観光を手助けする方の地域通訳案内士の取組を長いスパンをかけて構築して行くべきだと思いますが、今後の取組について伺います。

以上、壇上からの質問を終わりますが、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） 8番藤原典男議員の一般質問の1つ目「「ひきこもり」の方への支援策について」お答えいたします。

初めに、ご質問の1点目「実態の把握状況について」お答えいたします。

本市では、全世帯を対象とするひきこもり調査は行っておらず、実態の全容は把握できていない状況であります。令和2年度、県が行った「ひきこもりに関する実態調査」で把握した結果では、県内でひきこもり状態にある方は987人、年代では40歳以上が半数以上で、ひきこもりの期間は10年以上が最も多く、ひきこもりに至った経緯は、不登校、仕事のつまずき、疾病などとなっており、本市においても同様の傾向にあるものと推測しております。

次に、ご質問の2点目「現在の支援の状況と今後の取組について」お答えいたします。

本市では、毎月1回「ひきこもり相談」を実施しており、本人や家族が社会から孤立することなく接点をもてるよう、関係機関と連携しながら対応しております。ひきこもりに関わる支援は、重要な課題であると認識しておりますが、本人やその家族においてデリケートな事情を抱えており、慎重な対応が求められることから、相談対応のスキルアップを図るとともに、相談窓口について広報や市ホームページ等により周知するよう努めてまいります。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） 8番藤原典男議員の一般質問の2つ目「道路舗装と市道認定について」お答えいたします。

現在、潟上市道は約404キロメートル、うち生活道路は約303キロメートルを管理しております。

市道の認定要綱は、法令、その他別段の定めのあるものを除き、現に一般交通の用に供されている道路であって、一定の要件を満たした公共性が高いものでなければならぬとなっております。

新規に認定する場合は、緊急車両の通行がスムーズにできることや道路構造令等の基準を踏まえ、車両と自転車や歩行者が安全にすれ違うことができるよう、道路幅員は原則5メートル、行き止まりの道路の場合は6メートル以上としております。

また、現在の市道の舗装率は92パーセントで、約32キロメートルが舗装されていない状況ですが、議員ご指摘のとおり、改良工事、舗装工事には多額の経費が必要となるため、引き続き、穴埋めや局所への対処のための予算を確保し、きめ細かな維持管理を行ってまいります。

地域の生活に密着した道路についても、認定基準を基に必要性を判断していくとともに、市民及び通行者の安全性及び利便性が損なわれることのないよう努めてまいります。

以上です。

○議長（小林 悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） 8番藤原典男議員の一般質問の3つ目「地域通訳案内士の取組について」お答えいたします。

本市の道の駅を初めとした観光は、男鹿市と秋田市の通過型の観光が主となっていることから、県とも連携しながら、旅行会社等に現地視察をしてもらうファムツアーの誘致など、国内外からの誘客活動やプロモーションに継続的に取り組んでいるほか、観光

消費額の向上に向けて、地域特産品や観光コンテンツの磨き上げを進めているところです。

ご質問にもありました地域通訳案内士は、訪日外国人旅行者向けに通訳案内の業務を特定の地域において行うものを対象とした制度ですが、自治体では、あらかじめ「地域通訳案内士育成等計画」を定め、観光庁長官の同意を取得する必要がある、県内では横手市が令和4年に計画を定めております。

現在、本市での訪日観光客の受入れ体制としましては、多言語観光情報サイト「G u i d o o r」にて観光情報を8か国語で閲覧できるよう整備しているほか、本市・秋田市・男鹿市を周遊する観光タクシー事業を活用し、訪日外国人旅行者が本市を周遊する際には、各タクシー会社が翻訳機やスマートフォンの翻訳機能を利用した、円滑なサービス提供に努めております。

一方で、秋田港へのクルーズ船の寄港や台湾チャーター便の就航により、インバウンド需要のますますの増加が見込まれており、今後、より一層の受入れ態勢の強化が必要になってくるものと考えていることから、地域通訳案内士を含めた人材の確保や育成に向け、調査研究してまいります。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員、再質問ありますか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） ひきこもりについて、市も同じだと思いますけれども、能力のある方がやっぱり発揮できるという社会参加があれば、潟上市にとってはすごい大きな力になると思うんですよ。ですから、先ほど答弁ありましたけれども、把握は行っていないということなんです、これはやっぱり横手市に倣ってですね、いろんなアンケートの仕方がありますが、これやってですね、一人一人のひきこもっている方を、やっぱり支援して自立していただいて、潟上市の大きな力になっていくということから、私はこの把握というのが一番私大事だと思うんですが、どうでしょう。やるべきだと思いますが。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年、国では、ひきこもりの方たちに対する支援強化のために、15年ぶりに国の指針を見直すこととしております。それとともに、県の方でも、まだ確定ではありませんが、来年度以降、実態調査を実施するという動きもあるようですので、国・県の状況をまず注視しながら、市の方でも実施するかどうか、そこら辺を調査検討していきたいと考え

ております。

以上です。

○議長（小林 悟） 8 番藤原典男議員。

○8 番（藤原典男） 調査するかしないのか、実施、研究する、そういうことじゃないと思うんですよ。やっぱり横手市でもちゃんとやったように、全世帯ほぼではなかったかもしれませんがけれども、横手市では、ほぼ把握したという評価してるんですよ。そこからやはりひきこもりになっている方を支援する糸口が見えてくるんじゃないかと。是非私はやっていただきたいと思います。

それから2つ目、支援体制なんですけど、縷々言われましたけれども、いろいろやっぱり心の問題で、人と会いたくないとか、いじめにあってどうのこうのっていうことで、長期間人の顔を見るの嫌だという方もおりますけれども、やっぱり微妙なところもあるんですね。ですから、支援体制としては、やっぱり役場職員、それから社会福祉協議会の職員、民生委員、それから町内会の主だった方、その方を中心に、このひきこもりに対する、やっぱりどういう扱いというか対応をしていかなきゃいけないのかというようなことを、やっぱり講習をしてやらないと、はい行けって言ったって、会えるわけないですね。これはやっぱり、そういうふうな支援体制、こういうふうな、私今言ったように、役場職員を中心にした福祉協議会とか民生委員の方、その方を中心にまず講習会を開いて、いつでもその方に行けるような、また、相談を受けられるような体制をつくるべきではないかなと私は思うんですが、どうでしょう。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

支援体制のことですけれども、現在、既存の会議体であります障害者地域自立支援協議会というのがございまして、その中で引きこもりに関しまして、まず事例検討を年に1回まず実施しているという状況です。それで、実際、相談がありましたら、まずその関係者、議員おっしゃるように民生委員とか、あるいはまず自治会長さんにもなるかもしれませんが、そのような方と情報を共有して、支援に向けてということで、まず話し合いを持つということにしております。

それから、ひきこもりに至るまで、きっかけ、経緯は人それぞれでして、やはりちょっとデリケートな状況を抱えているご家族もおりますので、相談を受ける側としても専門的な支援がまず必要とされることでもありますので、引きこもり支援に特化してい

るNPO法人とか、あと、県の方のひきこもり相談支援センターの職員と連携して、スキルアップのために研修等、積極的に参加してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 是非関係の方、頑張っていたきたいと思います。

それで私、8050問題も提起しました。80歳の親の方と50代のひきこもりの方と、そのままいけば介護も必要だし、生活面でもどうなるかということね、8050問題ということで問題提起もしましたけれども、今のところこの潟上市でそういう状況というのはあるんですか。また、対策について伺いたいと思います。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

8050の問題を抱えたというか、そういう状況におられる家庭というのは、現在把握しておりません。

また、80歳といいますと、まず介護保険の認定を受けられる方も多いので、ケアマネージャーとかそういう方々から情報を受ければ、そのひきこもり支援の担当の方でも対応するというようにしております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 介護保険の関連もありますけれども、是非相談受けましたら、親身をお願いしたいと思います。

それで4つ目、支援策の状況なんですけれども、やはり当人にとっては環境づくりが大事だと思うんです。それで、このお家にいる限り、やっぱり自分は落ち着かないと、別に部屋アパート借りて、心落ち着けてから自立のために頑張っていきたいという方もおります。そういう方はやはり経済的な支援なども必要だと思うんです。端的に言えば、アパート生活、1人でもできるような生活保護の関係とか、そういうこともありますし、それからまた、同じ境遇の方が集まって話し合って、徐々にお互い理解しながら、励まし合いながら、自立に向けた環境をつくっていくというか、そういう点ではフリースペースとも言われておりますし、学校の場合はフリースクールということも言われておりますけれども、この状況、フリースペース、フリースクールについてはあれですか、そういうお互いにお会いして励まし合ったりそういうことは本市では今のところはどう

いう状況でしょう。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

フリースペースの件ですが、専門的な人材がおらないもので、市では設置することは想定しておりませんが、NPO法人の方で市内に1か所開設しているところがございます。利用状況については、詳しくは把握しておりません。

それと、県のひきこもり相談支援センターの方には、それこそ当事者同士の集いとかご家族の集いというのがありますので、そちらの方につなげていくということも想定しております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 同じ境遇にある方がお互いに話し合う中で自立していくというような良い体験例もいっぱいあるんですよね。ですから、今、県の話がされましたけれども、閉じこもりの方が県のいろんな事務所の方まで行けるかっていえば、やっぱりそうじゃなくて、地元にあるのが一番大事だと思うんですよ。そういう点ではフリースペース、それから場合によってはフリースクールのことを、やっぱりこれから設置していくべきだと思います。どうでしょう、取組として、今後の進め方として。そうは思いませんか。

○議長（小林 悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご家族の方にとってひきこもりの家族がいるということ、まだまだ隠したいというような風潮もあるようなところもありますので、地元というものが、まず近いところというのが理想的なんです、そういうご家族の心情も考えますと、もう少し時間が必要かなと捉えております。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 最初に言ったように、ひきこもりの方、意外といろんな能力を持っている方もおりますので、市民に、そのひきこもりの方が社会復帰できるように、自立していけるように、市では全力を挙げて、私はいろんなことも提起しましたけれども、ほかの市の例も見ながら取り組んでいていただきたいと思います。

次に、道路舗装と市道認定について伺いたいと思いますが、私は5メートルという認

定基準、これは見直ししてもいいんじゃないかなということもお話しているんです。それで、生活に関連している道路であれば、特に雨が降った場合にぬかるむとかそういうところは5メートルに満たなくても、4メートル弱でも、やっぱり必要に応じてその地域の方の生活環境を変えていく、整えていくという上では、あんまりこの認定基準にこだわらないで、市民の要望を中心にして、年間そんなに、5つも6つもこういうふうな要望来るとは思いませんので、切実に要望されたところについては、年に二、三とかいうふうなことで見直ししながら、認定基準にあまりとらわれずに私はこれやっていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

私、答弁の中で原則5メートルというお話をしたわけですがけれども、認定基準の要綱の中には、原則5メートル以上と。ただしというところがありまして、家屋が連単し、交通量が多い場合、または公共施設に通ずる道路の場合は4メートル以上とすることができるという規定がありますので、そういう面では5メートル以上なければ絶対駄目だということではありませんので、その地域の状況を踏まえて市道認定するかしないかということは決めていきたいと思います。

その中で、市道認定したからといって、舗装がすぐできるかということになるわけですがけれども、やはり先ほど申しましたとおり、現在、市道であっても32キロメートルにわたって、まだ舗装されていないところがあるという現状がありますので、市道認定したからイコールすぐ舗装されるということには、なかなかつながっていかないというのが現状でございます。

藤原議員の質問の中でもあったとおり、合併前に5メートル以下であっても舗装をしていった経緯があるというお話されたと思うんですけれども、それは私の方でも確認して、そういう舗装したということは認識しております。その当時と比べまして、現在、市道の場合、404キロメートルにわたる延長があって、膨大な道路延長になっているわけで、それが老朽化していつているわけでございます。ですから、道路管理者として舗装を新しくすることよりも、この404キロメートルの道路をどのように維持補修していくかという方に主眼が移っていつておりますので、なかなかこの新しい道路を舗装するというようなところまでいつていないというのが現状でございます。

我々がまず道路管理者として考えなければいけないことは、安全に通行できるという

こととございます。道路管理の不良によって事故が起きるということはあつてはならないわけですので、やはり一番は傷んでいる道路を補修していくということに主眼を置いてやっていっております。藤原議員がおっしゃることもそのとおりで、必要性があればそういう道路についてもやっていった方がいいというのはそのとおりだと思いますけれども、現在のこのストックを考えると、なかなかそこまでいっていないというのが現実でございます。

○議長（小林 悟） 8 番藤原典男議員。

○8 番（藤原典男） 今、部長から縷々説明されて、私もその気持ちはわかりますけれども、ただやっぱり住民から長年その穴ぼこ、埋めればまた穴ぼこ、そういうふうな状況をやっぱり繰り返したくないというふうな、特に雨なんかいろんなことあれば、また同じような状態ということになって、やっぱり舗装していただきたいという要望がありますので、状況をしっかり確認しながら、そんなに年間5つも6つも7つも要望は来るとは思いませんので、1つか2つぐらいは優先順位つけて是非市民のその要望実現して、生活環境を整えていただきたいと思います。

次に、地域通訳案内士の取組について伺いたいと思います。

縷々答弁もありましたけれども、私が言いたかったのは、この潟上市を観光案内するやっぱりルート、それから、こういうふうな要望があつた際には、要望に沿って、このルートがいい、このルートがいいというものを、やっぱり確立すべきだと思うんです。また、通訳士はまた別として、これは本市で外国語ができる方、いっぱい恐らくいると思うんですよ。ですから、資格のある方、特に英検何級とかいろいろ資格の名称はあると思いますけれども、まず観光ルートの確定についてちょっと、いろんな要望について、このコースがいい、こういうこともやりたいというふうな、やっぱり観光ルートの指定というんですか、決め方というか、まず道順というか、そのものを決めるのはどうなんでしょうか。来た方がこういうふうなのを見たいといえ、じゃあこういうふうに戻って、ここも回ってこういうふうな、要望に応じて、じゃああなたはこういう道を回って観光できますよ、体験コースもありますよというようなコースというか、いうふうなことがまず私は通訳士はまずずっと後の話でね、そういう観光案内するそのルートの作成ね、何コースか、それが私はまず第一だなと思うんですけれども、今、案内する方はいないわけでしょう。そこから私、始めていったらいいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原議員の再質問にお答えいたします。

観光ルートの構築については、過去にも三湖伝説を用いたルートの創設等、こういった県の観光連盟等のお力もいただきながら観光コース創設した経緯もございます。ただ、現在の潟上市の状況を鑑みたときに、本市における観光名所的なところにつきましては、ルートするにはかなりの数も必要となります。過去には、とらふぐの提供するルート等をモニタリングで旅行者さんを市内観光していただいて、モニタリング調査した経緯もありますけれども、やはり観光名所、観光地となるには、宿泊地の確保であるとか、料理提供以外の滞在時間を有効に活用できる観光施設の在り方、こういったものについて課題がある等々、当時私県議会議員でございましたけれども、そういったご意見もいただいた経緯があります。そうしたことを踏まえて、現在、潟上市の観光振興、どのようにしていくかという観点につきましては、先般も答弁等にございましたとおり、現在、潟上市には2か所の道の駅がございます。この2か所の道の駅、こういったものを中心としながら、いわば関係人口を増やすような観光に注力しながら、さらに潟上市のイメージアップ、そしてまた様々な観光資源の開発、こういったものをしっかりとした上で、やはり観光の受け入れ体制が整った段階でなければ、なかなか案内士を設けて市内を周遊観光するという、そういう観光には残念ながらまだ潟上市、まだまだ道半ばの状態だと思っております。そういったことを踏まえて、今後、市としてもしっかりと将来にわたるインバウンドの受入れ等こういったものについては、市の観光協会等とも連携、意見交換しながら、本市の観光の在り方について今後検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 本市の今後の観光の在り方については、調査研究していくと。是非頑張ってくださいと思います。

それで、通訳士についてですが、まだそこまでは、横手みたいにはいかないと思うので、外国語ができる方、英語を含めたいろんな外国語ができる方を、やっぱり市の方で登録していただいて、何かあったときには対応できるような、そうでないと、それは通訳士としてでなくて資格のある方を、やっぱり登録していくことから始まるんじゃないかなと思いますので、何かあったとき、外国語何もわからなくて、どういうふうに対応したらいいかわからないということであれば困りますので、これは観光とはまた別に、

だからそういうふうな外国人が来たときに対応できるような体制をつくるためにも、外国語ができる方をまず登録していただくということが私は必要じゃないかなと。そこから始まると思いますが、どうでしょう。

○議長（小林 悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに外国語ができる方をある程度こちらの方でも把握しておくことは非常に重要だと思いますので、そこら辺は今後考えていきたいなと思います。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今後考えていくと。それで、あと、外国の方が本市を観光したいと申し出てきた場合に、受付窓口は産業課になりますか。どのように考えていますか。

○議長（小林 悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問についてお答えいたします。

市の窓口といたしましては、当部の観光振興の方の課になるということで間違いございません。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） やはり本市もこれから外国の方もいっぱい来ると思うんですよ。ですから、国際都市潟上市ということで、地域通訳案内士の取組についても、長い展望を持ちながら私は取り組んでいくべきだと思いますが、どうでしょうか。最後に。

○議長（小林 悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問についてお答えいたします。

答弁の中にも申し上げましたけれども、今後やはりインバウンドの需要とかも増えてくると思いますので、地域通訳案内士も含めまして、人材の確保・育成には努めていかなければいけないと考えておりますので、調査研究をしてまいりたいと思います。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） ひきこもりの問題、それから道路舗装と市道認定とか地域通訳案内士の取組について、前向きな答弁をいただきました。是非頑張ってくださいたいということをお話して私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小林 悟） これをもって8番藤原典男議員の質問を終わります。

これで一般質問は全て終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、6月17日から24日までの8日間、本会議を休

会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小林 悟） 異議なしと認め、6月17日から24日までの8日間、本会議を休会することに決定しました。

本日の日程は、これで全部終了しました。

本日はこれで散開します。

なお、6月25日火曜日、午後1時半より本会議を再開しますので、ご参集お願いいたします。また、6月25日火曜日、午前10時より予算特別委員会を開催しますので、ご参集願います。

本日はどうもありがとうございました。ご苦労様でございました。

午後 0時02分 散会

